

公 告

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部
本部長 加藤 浩



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ、参加されたい。

1 入札事項

(1) 調達件名及び数量

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4PDA10000040	4PDA1C20001		募-3
品名 及び 数量			
データ通信機器 (30GB×2台、7GB×6台)			月 12
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			

(2) 納 地 栃木県宇都宮市桜5丁目1番13号 自衛隊栃木地方協力本部

(3) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争参加資格

- 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を受けた者のうち「役務の提供」がD等級以上に格付けされており、競争参加地域が「関東・甲信越」地域の競争資格を有す者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者(協力者を含む。)
- 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でないもの
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項等を示す場所

自衛隊栃木地方協力本部総務課

4 入 札

- 場所 宇都宮地方合同庁舎3階小会議室
- 令和6年2月19日(月)13時10分

5 落札決定方法

- (1) 総価で、端末代金を含む毎月定額料金の年間総額とし、予定価格の範囲内をもって決定する。
- (2) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 入札書に記載すべき事項

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について契約いたします。

7 保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

8 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を徴収する。

9 特約条項

次の各号に規定する特約条項を、別紙のとおり定める。

- (1) 談合等の不正行為に関する特約条項 別紙1
- (2) 暴力団排除に関する特約条項 別紙2

10 入札の無効

- (1) 入札資格のない者が入札した場合
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額・入札者の氏名及び押印の印影が判別しがたい入札
- (4) 電話・電報・FAX等による入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

11 契約書の作成の有無

契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円を超えた場合は契約書を作成すること。

12 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は必ず資格決定通知書（写し）を提出すること。また、代表者以外が入札に参加される場合は必ず委任状を提出すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 郵便による入札の場合、封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、令和6年2月16日（金）17時00分自衛隊栃木地方協力本部必着とする。また事前に郵送による入札を行う旨を連絡すること。

13 問い合わせ先

〒320-0043

栃木県宇都宮市桜5丁目1番13号

宇都宮地方合同庁舎

自衛隊栃木地方協力本部 契約担当 池田

電話：028-634-3385

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

件 名	データ通信機器	仕様書番号	募-3
		作 成	令和6年 1月 16日
		作成部隊等名	自衛隊栃木地方協力本部
		作成部課等	募集課 企画班

1 適用範囲

この仕様書は自衛隊栃木地方協力本部（以下栃木地本という）において、広報官が募集活動で使用する携帯パソコンに対応するデータ通信機器及びデータ通信料において適用する。

2 構成品目

- (1) データ通信用機器 8台
- (2) 付属品（取扱説明書）

3 要求する仕様等

- (1) データ通信回線速度
通信最大速度が受信 150Mbps 以上、送信 37.5Mbps 以上であること。
- (2) データ通信用機器形状
ポケット Wi-Fi タイプ（栃木地本既存の業務用電子計算機（対応する OS は Windows）に接続して使用可能なもの。）
- (3) 使用エリア
栃木地本本部及び栃木地本各事務所にて使用可能であり、県内各居住区域での使用時に、通信難が頻繁に生起する場合には使用エリアの向上に努めること。

4 通信料金等

- (1) 通話明細サービス
通信（パケット）の明細を提示すること。
- (2) インターネット接続サービス
データ通信用機器及び通信回線を提供する通信事業者が提供する接続サービスであること。
- (3) 料金プラン
通信料は毎月定額であり、1回線あたり 7GB（7GB 以上も可）までの高速通信を可能とする。また、データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含む。
8回線のうち2回線のみ 30GB 以上高速通信を可能とする。
- (4) データ通信用機器の代金
データ通信用機器はレンタルにて提供されるものとし、その代金は前号の料金と共に合算して請求するものとする。

5 契約期間等

- (1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 契約期間後の解約金は発生しないものとする。

6 保守等

- (1) 本件で使用する通信ネットワークが 24 時間 365 日で監視・運用されていること。
- (2) 保守または修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。
- (3) 故障発生時の機器修理等の割引サービスが適用できること。ただし、利用者に瑕疵が無い場合には、無償で対応すること。
- (4) 態勢
請負業者において本件調達を実施・統括する部門は ISO/IEC27001 認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

7 出荷条件等

- (1) データ通信用機器を適宜包装し接続番号等を記載して納入すること。
- (2) 納入場所：自衛隊栃木地方協力本部
- (3) 住所：栃木県宇都宮市桜 5 - 1 - 13 宇都宮地方合同庁舎 2F

8 検査

- (1) 納入時、本仕様書第 2 項から第 7 項までの検査を行う。
- (2) 本仕様書第 4 項の内容について毎月確認する。

9 その他

- (1) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に使用してはならない。
- (2) 製品の更新及び本仕様書に明記されていない事項に疑義を生じた場合は官側に調整するものとする。